

○卸売市場法（昭和46年法律第35号）（抄）

（卸売市場整備基本方針）

第四条 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、卸売市場の整備を図るための基本方針（以下「卸売市場整備基本方針」という。）を定めなければならない。
2～6 （略）

（中央卸売市場整備計画）

第五条 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、中央卸売市場の整備を図るための計画（以下「中央卸売市場整備計画」という。）を定めなければならない。
2 中央卸売市場整備計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとし、その内容は、卸売市場整備基本方針に即するものでなければならない。
一 生鮮食料品等の流通及び消費上特に重要な都市で中央卸売市場を開設することが必要と認められるものの名称
二 その取扱品目の適正化若しくはその施設の改善を図ること又はその運営の広域化若しくは地方卸売市場への転換を推進することが必要と認められる中央卸売市場の名称
三 取扱品目の設定又は変更に関する事項
四 施設の改良、造成、取得又は管理に関する事項
五 その他中央卸売市場の整備を図るために必要な事項
3 農林水産大臣は、中央卸売市場整備計画を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くとともに、関係地方公共団体に協議しなければならない。
4 農林水産大臣は、中央卸売市場整備計画を定めたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。
5 前三項の規定は、中央卸売市場整備計画の変更について準用する。

○卸売市場法施行令（昭和46年政令第221号）（抄）

（卸売市場整備基本方針）

第三条 法第四条第一項の卸売市場整備基本方針は、おおむね五年ごとに、農林水産大臣が定める目標年度までの期間につき定めるものとする。

（中央卸売市場整備計画）

第四条 法第五条第一項の中央卸売市場整備計画は、前条の目標年度までの期間につき定めるものとする。